

「とは言っていない」「と言っているのではない」「と言っているわけではない」
の使い分けに関する語用論的考察

森 貞
福井工業高等専門学校

<Abstract>

This paper investigates what factors affect the choice of expressions such as *to wa it-te i-nai* (≂ I am not saying that...), *to it-te i-ru no de wa nai* (≂ it is not that I am saying that...), and *to it-te i-ru wake de wa nai* (≂ it does not {follow/mean} that I am saying that...), which are used either to express an objection to what the interlocutor claims or to set a guard against attack which may be caused by what the speaker {says/said}. It is shown that the choice of the above expressions is affected either by the meanings of *no de wa nai* and *wake de wa nai* proposed by Yoshimura (2013, 2014) or by the differences in the strength of negation among the three expressions mentioned above in both the cases.

【キーワード】：異議を唱える用法、予防線を張る用法、否定の強さ、文法化、国会会議録

1. 本研究の目的

「のではない」「わけではない」に関しては、これまで、膨大な研究がなされている。本研究では、それらの表現形式を含む「と言っているのではない」「と言っているわけではない」を研究対象として、その使い分けがこれまでの先行研究で明らかになっている使い分けの基準によって説明可能であるのか、また、説明できない場合には、他にどのような基準を設定すべきであるのかを検討することである。なお、議論の展開上、「とは言っていない」「(「と言っていない」)」という表現も取り扱う。

実例（の提示）に関しては、『国会会議録データベース』を用いるが、その理由は、国会における会議（委員会会議を含む）は、与野党が、相手の発言の真意（裏）を探りつつ、「言った」「言わない」の攻防を通して、主張をぶつけ合う、言わば論戦が繰り広げられる場であり、それゆえに、上記の表現が多用されることが容易に予想されるからである（現に、表1に示すように多数の実例がヒットする）。

表1：国会会議録データベース〔平成元年—令和2年〕検索結果

	ないです	ないんです	ないのです	なく(て)	(あり)ません	合計
と言っているのでは_	12	29	53	198	149	441
と言ったのでは_	4	0	0	0	7	11
と言っているわけではない_	27	9	47	285	379	747
と言ったわけではない_	1	8	4	38	28	79
とは言って(い)る_	11	265	37	8	306	627
と言つて(い)る_	1	4	0	0	7	12

2. 2種類の用法

「とは言っていない」「と言っているのではない」「と言っているわけではない」には、以下の2つの用法がある。

- (1) a. 【異議を唱える】用法—相手の発言内容（命題内容・概念内容）を否定する用法
- b. 【予防線を張る】用法—話者の発言内容から聞き手が推論するであろうと話者自身が想起する内容を否定する用法

表2：国会会議録データベース〔令和元年～令和2年〕検索結果

	と言っているのではナイ	と言っているわけではナイ	とは言って（り）ナイ	合計
異議を唱える用法	2 (2.3%) [5.3%]	20 (23.0%) [52.6%]	16 (18.4%) [42.1%]	38 (43.7%)
予防線を張る用法	10 (11.5%) [20.4 %]	27 (31.0%) [55.1 %]	12 (13.8%) [24.5 %]	49 (56.3%)
合計	12 (13.8%)	47 (54.0%)	28 (32.2%)	87 (100%)

2.1. 【異議を唱える】用法

この用法における「と言っているのではない」「と言っているわけではない」の使い分けには、吉村(2014)で提案された「ノデハナイ」「ワケデワナイ」の意味規定が適用可能である。

(2) ノデハナイは、高次の表示としてのノデハナイに埋め込まれた下位の表示が、発話時点の話者以外の誰かに帰属される発話や思考(つまり帰属的表示)であることを要求し、その下位表示に伴われる(命題内容や音声表示、言語使用域、内包、焦点その他を含む)何らかの面に異議を唱える、という意味をコード化する帰属的メタ表示否定である。
(吉村 (2014))

(3) ワケデハナイは、文脈依存の想定Pから帰属的に推論されうる帰結想定Qを(明示的/非明示的に)伝達する表示を下位表示として要求し、その概念内容を否定することによって当該推論の妥当性に異議を唱える機能をコード化するものである。
(吉村 (2014))

(4)は「と言っているのではない」、(5)は「と言っているわけではない」の実例である。

(4) ○福島みづほ君(前略) 麻生総理、社民党は企業献金を禁止をしています。生来受け取っていません。そして、企業献金は禁止をすべきだと、政治が巨額な政治の献金によって左右されるのは問題であると考えます[P]が、いかがですか。

○内閣総理大臣(麻生太郎君)(前略) 我々、若しくは私自身、企業、団体からのいわゆる献金というものが悪だ[Q]と思っているわけではありません。(後略)

○福島みづほ君(前略) 悪だ[Q]と言っているのではなく、企業献金があることで、多額の献金によって政治やその方向性が左右されるという危険性があるのではないか、だからこそ企業献金は禁止すべきではないかということです。

(第171回国会 参議院 予算委員会 第8号 平成21年3月6日 下線等は筆者による、以下同様)

(5) ○山谷国務大臣 犯罪はあってはならないと考えております。また、謝罪につきましては、実際に捜査を行った鹿児島県警察において判断されるべきものと承知をしているところあります[P]。

○柚木委員 悪いのは現場だ[Q]、そういう答弁ですよ、今。(後略)

○山谷国務大臣 悪いのは現場だ[Q]と言っているわけではございません。

(第189回国会 衆議院 法務委員会 第19号 平成27年6月2日)

(6)(7)は「とは言っていない」の実例であり、「と言っている {の/わけ} ではない」と交換可能であるが、「と言っているのではない」「と言っているわけではない」には話し相手の認知過程(推論)の存在が認められる(前者と後者の違いは「推論」という認知操作へのプロファイルの有無)のに対して、「とは言っていない」は、その存在がかなり希薄で、発言(下位表示)のみにフォーカスが当てられているという違いがある(この観察は、認知言語学的には、図2～図4の意味構造図で表すことができる)。

(6) ○国務大臣(森まさこ君) 檢察官の準司法的性格、検察官の独立性を保持しつつも、国民主権の見地から、公務員である検察官に民主的な統制を及ぼすためであり、諸外国においても、行政権に属する者が検察官の任命を行ったり勤務延長を行う例もあると承知をしております。

○山添拓君 大臣、諸外国ってどこですか。

○国務大臣 (森まさこ君) 勤務延長制度について、例えばドイツに規定がございます[P]。また、任期制度を取っているイギリス、フランスなどにはその任期の点についての規定もございます。

○山添拓君 ドイツの刑事司法の制度は日本と同じ[Q]なんですか。

○国務大臣 (森まさこ君) 同じ[Q]とは申しておりません。

(第 201 回国会 参議院 決算委員会 第 6 号 令和 2 年 5 月 25 日)

(7) ○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。二〇〇四年四月二十八日、当時の厚生労働大臣は衆議院厚生労働委員会で、百年安心年金というか、五十年、百年先まで私たちは見据えた今回の案だというふうに自覚をしておりましたと答弁をしております。百年安心年金と当時言われましたが、今回この百年安心は破綻したと考えます[P]が、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣 (安倍晋三君) (前略) 年金の受給者に年金を払えないという状況には全くなつておらず、年金制度は破綻しているとの御指摘[Q]は当たらないと思います。(後略)

○福島みづほ君 私は年金制度が破綻した[Q]とは言っておりません。百年安心年金が壊れたじゃないかという質問です。

(第 192 回国会 参議院 厚生労働委員会 第 13 号 平成 28 年 12 月 13 日)

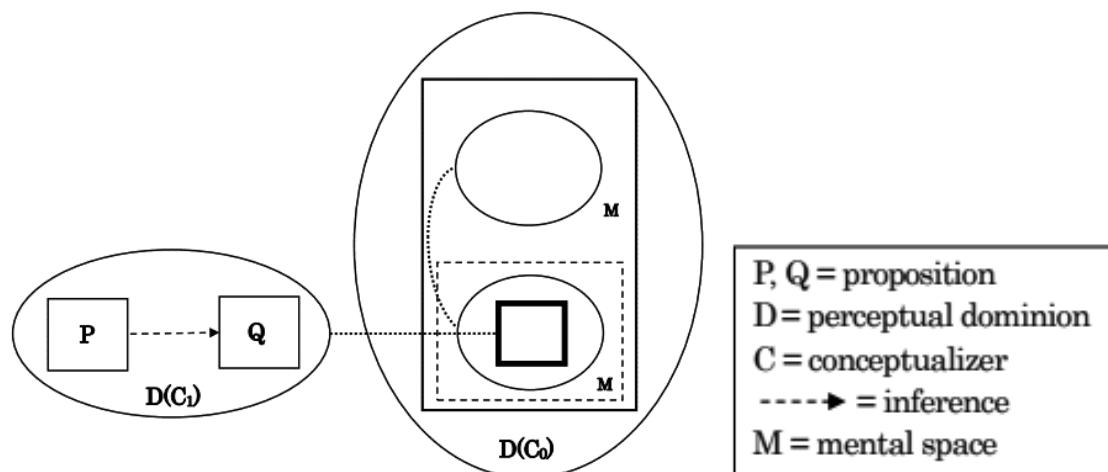


図 1 : 「と言っている {の／わけ} でない」(「とは言っていない」) に共通の意味構造 (ベース)

図 2、図 3、図 4 はそれぞれ、「と言っているのではない」「と言っているわけではない」「とは言っていない」の意味構造図である (太線はプロファイルされていることを示す)。

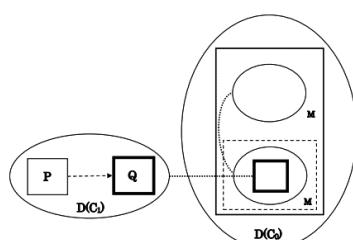


図 2

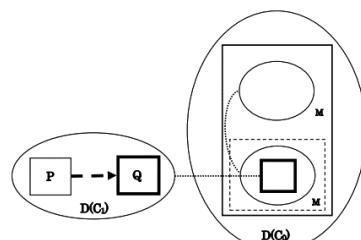


図 3

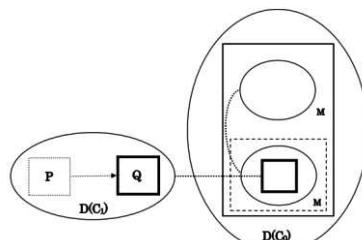


図 4

2.2. 【予防線を張る】用法

この用法に関して、「と言っているのではない」「と言っているわけではない」「とは言っていない」に共

通するのは、(1b)で既述したように、話者の発言[P]から聞き手が推論するであろうと話者自身が想起する内容[Q]を否定しているという点（これを言語的に投影したものが、まさしく「と言っているわけではない」であり（3）を参照のこと）、表2の【予防線を張る】用法においても、この表現の使用が 55.1%と最も高くなっているが、「と言っているのではない」「とは言っていない」も使用されており、その理由を明らかにする必要がある）である。否定する内容は一般的に話者にとって都合の悪いもの（自分のイメージを悪くするもの）であり、それを他者から指摘され、そのことで非難される前に、（それを）払拭しようとする（リンクを断ち切ることでダメージを回避する）意図がこの用法を動機づけていると考えられる。

- (8) ○下野六太君（前略）健康寿命の延伸プランはよくできていると思いますが、健康は毎日の生活習慣の積み重ねによって形成されるという視点が欠けているのではないかでしょうか。（中略）来春から社会人になった人は、この延伸プランに従うと、毎日何をどのくらいすればいいのでしょうか。それはこのプランからは見えてきません。プランには、社会人になった十八歳、二十二歳の年代から何をどのように取り組めばよいのかを示すべきだ[P]と考えています。私は、皇居の周りをランニングしよう[Q]と言っているのではありませんし、ジムに通って泳いだりトレーニングしたりしよう[Q]と言っているのでもありません。多忙な現代社会を生きる私たちが今日からでも毎日できることを無理せずに継続させることが大切ではないかと考えます。

（第200回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号 令和元年11月19日）

- (9) ○船後靖彦君（前略）国際的潮流からしても人権の見地からしても、障害の有無にかかわらず原則的に地域の学校に学ぶ方向、すなわち権利条約の求めるインクルーシブ教育の方向に転換すべき時期に来ているのではないか[P]。もちろん、特別支援学校をなくせ[Q]と言っているのではありません。特別支援学校を選ぶ保護者はたくさんいらっしゃいますし、そのことを否定しているわけでも決してありません。しかし、国の教育行政の方向性として、分け隔てられることなく、共に学び育つインクルーシブ教育を目指していただきたいと強く願う次第です。

（第200回国会 参議院 文教科学委員会 第2号 令和元年11月7日）

- (10) ○浜田聰君（前略）この腸管出血性大腸菌ですが、本当にいろいろな食べ物から感染することが知られています。生野菜であったり、果物、小麦粉から感染する事例もあります。生肉や生レバーなどは原因の一つにすぎません。原因の一つにすぎないものを場当たり的に禁止したところで、この食中毒が減るというわけではありません[P]。この食中毒をゼロにするべきであると考えるのであれば、野菜や果物など生の食べ物をほとんど禁止する必要があるわけです。念のため言っておきますが、牛の生レバーを食べて食中毒が起こらない[Q]と言っているわけではありません。ただ、禁止しても食中毒が明らかに減っているわけではないという結果が出てきたので、今回紹介させてもらいました。

（第201回国会 参議院 財政金融委員会 第4号 令和2年3月18日）

- (11) ○鬼木委員（前略）公共放送は国民のお金で運営されており、税金でもないのに半強制的に徴収されています。日本を代表して、国益を背負って全世界に放映されているのに、公的見解を無視して、国益を害するような好き勝手な発信をしていいはずがありません[P]。政府の言うとおりにやれ[Q]と言っているわけではありません。日本を代表する公共放送なのだから、正しく日本の立場を発信すべきであるということを訴えたいと思います。国民のお金でやっているのだから、国益を害するような好き勝手なことを発信する自由はないはずだと思います。

（第189回国会 衆議院 総務委員会 第9号 平成27年3月24日）

- (12) ○増子輝彦君 福島ありき、放出ありき、二年しかあと時間がない、タンクの余裕がと、そんなことないんですよ。まだまだ十分保管の余地はあるんです。ここを含めて、福島ありきではなくて、幅広く国民の声を聞いて、このトリチウムの処理水を放出するということについてはしっかりと検討

していただかなきやならないし、福島県の九九%と言っていいほど私は反対だと思っています。なぜ福島県だけがこの責任を負わなきやいけないのか[P]。私は、ほかの県の皆さんが責任を負うべきだ[Q]とは言っていません。

(第201回国会 参議院 予算委員会 第21号 令和2年6月11日)

- (13) ○榛葉賀津也君(前略) 総理は八月十一日から二十三日まで休みを取られました。事故後ですね、わざわざ上京をされた沖縄県知事、そして宜野湾市長の面会を断ったと。そして事故後も、夏休みだと言ってオリンピック観戦や歌舞伎や映画の鑑賞を楽しんでいた[P]と。私は、テレビを見るな、文化を味わうな[Q]と言つてはおりません。しかし、事件が発生した当日の、その後の十三日、東京六本木の映画「ディープ・ブルー」を鑑賞、その後、六本木ヒルズを散策しております。そして、事故に対するコメントは全くなしと。

(第160回国会 参議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 閉会後第1号 平成16年9月7日)

【予防線を張る】用法の場合、吉村(2014)で提案された意味規定((2)(3))が全く関与していないとまでは言わないが、ここでは、「否定の強さ」の違いを使い分けの(第1の)基準として提案したい。

- (14) ワケデハナイの方は、「そう思うのも無理からぬところはあるがそうではないのだ」といった感じの譲歩的穏やかさを伴った否定であるところはノデハナイと異なっている。 (吉村(2010: 5))

- (15) 「おいしいわけではない」は「料理がおいしいという結論はまちがいだ」という意味で、「料理はおいしくない」という直接的な否定に比べると間接的な否定になるので、婉曲的な表現になる。

(グループ・ジャマシイ(編)(1998: 644))

(14)(15)を勘案すると、各表現に付与される「否定の強さ」の強弱は以下のように示すことができる。

- (16) weaker←「と言っているわけではない」<「と言っているのではない」≤「とは言っていない」→stronger

図5、図6、図7はそれぞれ、「と言っているわけではない」「と言っているのではない」「とは言っていない」の意味構造図である(図5において、図3の inference のプロファイルが消失しているが、これは「否定の強さ」の意識化(プロファイル)によるものと考えられる—詳細については、第4節で述べる)。

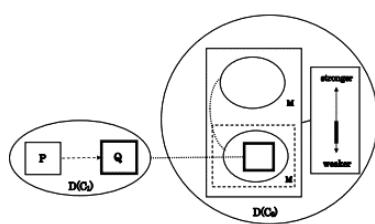


図5

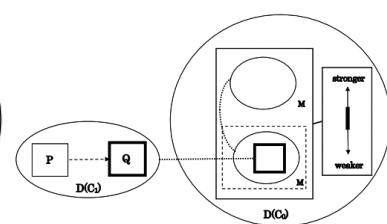


図6

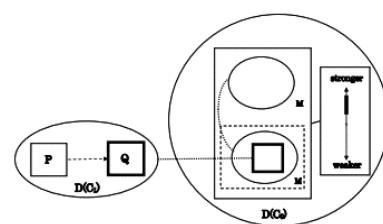


図7

先ほど、否定する内容は一般的に話者にとって都合の悪いもの(自分のイメージを悪くするもの)であることを述べたが、その内容が話者のイメージを大きく損ねると話者が判断した場合(表2の【予防線を張る】用法における「と言っているのではない」[20.4%]、「とは言つて(い)ナイ」[24.5%]の話者の心理に該当)には、「強い否定」の表現を用い、それほど損ねるものではないと話者が判断した場合には、あえて「強い否定」の表現は用いないと予想することができる。

3. 【異議を唱える】用法における「否定の強さ」の基準の関与の可能性

2.1では、吉村(2014)で提案された意味規定((2)(3))が、「と言っているのではない」「と言っているわけではない」の使い分けの基準として有効であることを確認したが、本節では、【異議を唱える】用法においても、「否定の強さ」が使い分けに関与している可能性がないかを検証する。

Brown & Levinson (1987)によれば、「異議を唱える」という行為は、聞き手の positive face—the want of every member that his wants be desirable to at least some others (p. 62)、「だれかに認められて、仲間に入れてほしい」という欲求 (福田 (2013: 56)) 一を侵害する Face Threatening Acts (以後、FTA) である。通常、FTA を行う場合、相手との人間関係を損ねないようにするために、何らかの軽減行為が行われる。この場合の軽減行為とは、「否定の強さ」がより弱い表現を用いるということになる。したがって、表2において、【異議を唱える】用法で、「と言っているわけではない」の使用が、52.6%と過半数を占めているのは、吉村(2014)で提案された(3)に基づくものばかりではなく、FTA 軽減を意識した上でのものも含まれているという考え方も可能であるようと思われる。

他方、表2の【異議を唱える】用法において、強い否定の表現である「とは言って（い）ナイ」の使用が、42.1%と高いことはどのように説明すれば良いのであろうか。国会は論戦の場であり、場合によっては、相手への配慮よりも自分の主張（の方向性）—フェイス保持—を優先するといった、一般の会話とは異なる状況が生まれやすいことに留意しなければならない。

(17) ○川内委員（前略）これは公文書管理法の趣旨に明確に反するというふうに思います[P]が、いかがですか。

○北村国務大臣（前略）今回は法律上の違反[Q]は認められないものと考えております。（後略）

○川内委員（前略）大臣、私は公文書管理法に反する[Q]とは言っていないです。公文書管理法の趣旨に反するでしょうと聞いているんですよ。第一条の目的に反する、趣旨に反しますよねということを聞いているんですよ。　（第201回国会 衆議院 予算委員会 第13号 令和2年2月18日）

(17)では、『論旨（発言）の（意図的・非意図的な）はぐらかし・すりかえ』（自分の主張の進行方向を曲げる行為一曲解行為）に対して、「とは言っていない」の表現が用いられている（【異論を唱える】用法の「とは言っていない」の多くが同様の状況で出現している）。

ここで注意しなければならないことは、「とは言っていない」を用いて強い否定を行った場合、その反動で強い反撃（口撃）を受ける恐れがあるということである。本心では、「とは言っていない」という表現を使いたくても、上記のことを勘案して、「と言っているわけではない」のような控えめな表現を使う場合があるということである。文字通りではないにせよ、(18)では「五ミリシーベルト以下を財政支援しない」（という趣旨）の発言、(19)では「繰り返し四条に抵触した事業者に対して電波を停止する」（という趣旨）の発言をした（可能性がある）という意識が、「とは言っていない」の表現の使用を阻止していると考えられる（この表現を使うことで、「（確かに） そう言つただろう」という反撃が生じることを危惧している）。

(18) ○高橋（千）委員（前略）二十八日に政府が、線量率が五ミリシーベルト未満の地域は国の財政支援はしない[Q]と発言したことが伝えられて、大きな怒りと混乱をもたらしました、その後訂正をされたわけありますけれども。（後略）

○野田内閣総理大臣　間違ったメッセージが出たことは深くおわびを申し上げたいと思います。

○高橋（千）委員（全略）

○細野国務大臣　先ほど野田総理からもありましたけれども、間違ったメッセージが出てしまったことについては、本当に申しわけないというふうに思っております。ただ、五ミリシーベルト以下を財政支援しない[Q]と言ったわけではないんです。

（第178回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第3号 平成23年10月5日）

(19)(a) ○吉川（元）委員（前略）放送法四条をめぐる高市大臣のこれまでの発言、答弁についてですけれ

ども、大臣は、四条一項、いわゆる番組編成準則に違反する放送を繰り返した放送事業者に対し、電波法七十六条第一項を適用し、無線局の運用停止または制限、いわゆる停波もあり得る[Q]という趣旨のことを述べておられます。(後略)

○高市国務大臣 (前略) 私は、この四条を、繰り返し四条に抵触した事業者に対して電波を停止する[Q]と言ったわけではございません。(後略)

(第190回国会 衆議院 総務委員会 第3号 平成28年2月23日)

(b) ○高市国務大臣 (前略) どんなに放送事業者が極端なことをして、仮に、それに対して改善をしていただきたいという要請、あくまでも行政指導というのは要請になりますけれども、そういったことをしたとしても全く改善されない、公共の電波を使って、全く改善されない、繰り返されるという場合に、全くそれに対して何の対応もしないということをここで約束するわけにはまいりません[Q]。ほんとそこまで極端な、電波の停止に至るような対応を放送局がされるとも考えておりませんけれども、法律というのは、やはり法秩序というものをしっかりと守る、違反した場合には罰則規定も用意されていることによって実効性を担保すると考えておりますので、全く将来にわたつてそれがあり得ないということは断言できません[Q]。

(第190回国会 衆議院 予算委員会 第9号 平成28年2月8日)

(20)では、同一人物が、「と言っているわけではない」(【異議を唱える】用法)、「とは言っていない」(【予防線を張る】用法)の表現を用いている。前者は、FTA軽減行為としての使用((3)に基づく使用を想定することは不可能でないがかなり難しい)を想定することができ、後者の使用には、「検査の内容を言え」(自分の要求を相手が拒否する根拠)を強く否定することで、相手が自分の要求を拒否できないようにしようとする意図が働いていることが容易に想像できる。

(20) ○河野国務大臣 防衛省、これまでも、検査機関から要請があれば、防衛省の知見に基づいた助言をしてまいりましたし、今後ともそのようなことを続けていく所存でございます。

○下地委員 今回の場合はありましたか[P]。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。恐縮でございますが、検査の内容にかかわることでござりますので、防衛省からお答えする[Q]ことは差し控えたいと思います。

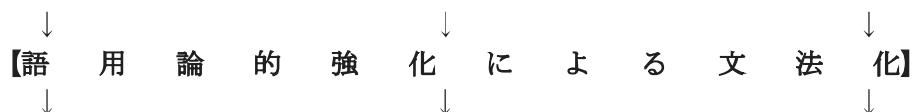
○下地委員 だから、検査の内容を言え[Q]と言っているわけじゃない、大臣、今おっしゃったように、大臣が自分から言ったんだから、検査機関からしっかりとその要請があれば応えると言っていますが、今回の件は警察か海上保安庁から要請がありましたか、なかったか。検査の内容を言え[Q]とは言いませんので。(第200回国会 衆議院 安全保障委員会 第2号 令和元年10月24日)

以上、本節では、【異議を唱える】用法においても、「否定の強さ」の強弱を基準にした使い分けの可能性があることを確認した。

4. 意味変化(機能変化)

これまでの議論から、本稿では、図5、図6、図7で示された「と言っているわけではない」「と言っているのではない」「とは言っていない」の意味(構造)は、それぞれ、図3、図2、図4で示された意味(構造)が語用論的強化による文法化を経て意味変化(機能変化)した結果であると考えることができる。

(21) ① 図3「と言っているわけではない」、図2「と言っているのではない」、図4「とは言っていない」



② 図5「と言っているわけではない」、図6「と言っているのではない」、図7「とは言っていない」

したがって、【異議を唱える】用法では、後者（の意味）での使用（2.1節）が、【予防線を張る】用法では、前者（の意味）での使用（2.2節）が想定されると主張したが、そのことが、（前節でも示したように）、【異議を唱える】用法において、前者（の意味）での使用の可能性（3節）を否定するものではないし、【予防線を張る】用法において、後者（の意味）での使用の可能性を否定するものでもないことに留意されたい。

- (22) a. 【異議を唱える】用法の使い分けの基準 ① ≥ ②
b. 【予防線を張る】用法の使い分けの基準 ② ≥ ①

5. まとめ

本稿では、「と言っているのではない」「と言っているわけではない」「とは言っていない」の表現が、どのような基準で使い分けがされているのかを探った。これらの表現の用法には、【異議を唱える】用法と【予防線を張る】用法の2種類があり、『国会会議録データベース』における実例の分析を通して、前者の用法における使い分け（特に「と言っているのではない」「と言っているわけではない」の使い分け）には、吉村（2009, 2010, 2013, 2014）の「ノデハナイ」「ワケデハナイ」に関する論考（「ノデハナイ」「ワケデハナイ」の意味規定）が適用できることを確認した。また、後者の用法における使い分けは、それぞれの表現に付随する「否定の強さ」の強弱が関与している可能性を指摘し、この基準が、【異議を唱える】用法においても働いている可能性があることを例証した。さらに、「否定の強さ」の強弱の違いは、各表現の実質的意味（規定）が語用論的強化により文法化したことで生じるようになったと想定し、その連続性ゆえに、両用法において、どちらも選択要因になり得ることを論じた。

実例引用

国会会議録検索システム URL: <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>

主要参考文献

- Brown, Penelope & Levinson, Stephen C. (1987) *Politeness: Some Universals in Language Usage*, Cambridge: Cambridge University Press. / 福田一雄 (2013) 『対人関係の言語学』開拓社、東京. / グループ・ジャマシイ（編著）(1998)『教師と学習者のための日本語文型辞典』、くろしお出版、東京. / Horn, Laurence R. (1985) "Metalinguistic Negation and Pragmatic Ambiguity," *Language* 61, pp. 121-174. / Horn, Laurence R. (1989) *A Natural History of Negation*, Chicago: The University of Chicago Press. / 市川保子（編著）(2010)『日本語誤用辞典』、スリーエーネットワーク、東京. / 泉原省二 (2007)『日本語類義表現使い分け辞典』、研究社、東京. / 小金丸（野田）春美 (1992)「単純命題否定と推論命題否定—『のではない』と『わけではない』—」,『梅花短大国語国文』5, pp.49-63, 梅花女子短期大学国語国文学会. / 小池清治・小林賢次・細川英雄・山口佳也 (2002)『日本語表現・文型事典』、朝倉書店、東京. / 工藤真由美 (1997)「否定文とディスコース—『～ノデハナイ』と『～ワケデハナイ』—」,『ことばの科学』8, pp.66-102, むぎ書房、東京. / Langacker, Ronald W. (1991) *Foundations of Cognitive Grammar*, vol. 2: *Descriptive Application*, Stanford, CA: Stanford University Press. / Leech, Geoffrey N. (1983) *Principle of Pragmatics*, London: Longman. / Levinson, Stephen C. (1983) *Pragmatics*, Cambridge: Cambridge University Press. / 中村芳久・上原聰（編著）(2016)『ラネカーの（間）主観性とその展開』開拓社、東京. / 吉村あき子(2009)「メタ言語否定とノデハナイ」,『日本エドワード・サピア協会研究年報』第23号, pp.25-37. / 吉村あき子(2010)「日本語のメタ言語否定と『ワケデハナイ』」,『奈良女子大学人間文化研究科年報』第25号, pp.1-12. / Yoshimura, Akiko (2013) "Descriptive/Metalinguistic Dichotomy?: Toward a New Taxonomy of Negation", *Journal of Pragmatics* 57, pp.39-56. / 吉村あき子(2014)「否定のタクソノミーに関する認知語用論的研究—記述否定・メタ言語否定再考—」科学研究費助成事業（基盤研究C）研究成果報告書.